

北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた町内に事業所を有する中小企業者等の雇用の維持や事業継続を緊急的に支援します

【補助対象額】

年間売上規模(税抜き)	補助金の額
1,000万円以上5,000万円未満	30万円
5,000万円以上10,000万円未満	40万円
10,000万円以上	50万円

【対象要件】

町内に事業所を有する中小企業者等で、以下の全てを満たしていること

- (1) 令和4年3月から7月までの間で、任意の1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)が前年(前期)もしくは前々年(前々期)決算額の売上総利益率と比較して、減少率が40%以上の者、又は令和4年3月から7月までの間、営業損失の月がある者。ただし、基準期間が12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月換算して、年間売上規模を算出する。
- (2) 申請日現在において1名以上の常用雇用がある者で、雇用を継続する意思があること。
- (3) 新しい生活様式のガイドラインへの対応や、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指していること。

【提出書類】・申請書兼請求書

- ・北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金確認票
- ・減収の比較を行う年の損益状況の分かる書類等の写し、または、対象月の損益が確認できる書類等の写し
- ・1名以上の常用雇用を確認できる書類の写し
- ・町税等納付状況調査同意書
- ・振込先口座を確認できる書類の写し

【申請期間】 令和4年8月1日 ~ 令和4年10月31日

【申請書提出先】 北栄町商工会

※北栄町商工会が提出書類を確認後、北栄町産業振興課へ提出します。

■問い合わせ先■

【補助金に関すること】

北栄町産業振興課農商工推進室
〒689-2292 北栄町由良宿 423 番地 1
(電話)0858-37-3153
(FAX)0858-37-5339

【提出書類の確認に関すること】

北栄町商工会
〒689-2221 北栄町由良宿 409
(電話)0858-37-4057
(FAX)0858-49-6006